

# 2010年宮城・福島ダートトライアルシリーズ 共通特別規則書

## 開催日、オーガナイザー

No	月日	主催者	連絡先
第1戦	3 / 14	Team-F	0225-84-1188
第2戦	3 / 28	AIZU-SCC/SiF	0242-54-2611
第3戦	4 / 25	CMSC 福島	024-525-5222
第4戦	8 / 1	SiF	024-591-3817
第5戦	9 / 12	Team-F	0225-84-1188
第6戦	12 / 5	AIZU/SiF/CMSC 福島	0242-54-2611

## シリーズ事務局

S R C

〒984 0837 宮城県仙台市若林区日辺字宅地 64

TEL 0 2 2 - 2 8 9 - 4 0 8 5

FAX 0 2 2 - 2 8 9 - 4 0 2 7

## 公示

本競技会は、FIA の国際モータースポーツ競技規則並びにそれに準拠した日本自動車連盟(JAF)国内競技規則、さらには本共通規則書及び、各オーガナイザーが制定する本競技会の特別規則書付則に従って開催される。

## 第1章 大会の組織(オーガナイザーが別紙記載)

### 第1条 競技会名称

### 第2条 競技種目

### 第3条 競技の格式

### 第4条 開催日

### 第5条 競技会の開催場所

### 第6条 オーガナイザー

### 第7条 競技会大会役員及び競技役員

### 第8条 大会事務局

### 第9条 競技会のタイムスケジュール

### 第10条 競技会のクラス区分

## 第2章 開催規定

### 第11条 参加制限

- 1選手は1イベントに1クラスしか参加出来ない。
- 2)同一車両による重複参加はクラス制限しない。

### 第12条 参加車両

- 1)2010年JAF国内競技車両規則に適合した、FIA公認車両およびJAF公認車両または登録車両が望ましい。
- 2)クラス区分  
クラス1:ピギナー2WD  
クラス2:レギュラー2WD  
クラス3:4・5クラス以外の4WD  
クラス4:ピギナー4WD(ヲサ、イブレッサ)  
クラス5:レギュラー4WD(ヲサ、イブレッサ)  
オプションクラス:各主催チームによって設定される。

- 3)クラス区分については選手の自己申告によるが、前年度の成績等によりオーガナイザーが変更する場合がある。

### 第13条 参加者、競技運転者及び参加資格

- 1)競技運転者は公安委員会発行の有効な普通以上の自動車運転免許証の所持者でなければならない。
- 2)20歳未満の競技運転者は参加申込みに際し、親権者の承諾を必要とし参加申込書に記入捺印すること。
- 3)参加者は、本競技会に有効な保険(ドライバー死亡時1000万円以上)に加入していること。但し、JMRC共済でも可。

### 第14条 参加申込

- 1)参加申込先は本規則第8条に記載
- 2)所定の参加提出書類に参加料、及び諸費用を添えて大会事務局まで郵送するか、直接大会事務局に持参の上申し込むこと。参加料は現金とする。また締切日までに振込みにて入金し、FAX及びメールで参加提出書類を送付することもできる。その際振込依頼書やネットバンキングの確認画面の写し等、入金の確認出来る物の写しを添付のこと。
- 3)参加申込名は15字以内とし、必ず車両名(型式ではなくランサー、シビック等)を入れること。
- 4)オーガナイザーは理由を示すことなく参加を拒否することができ(国内競技規則4-19)その場合競技組織委員会は速やかに理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合参加料は返還される。尚、正式受理後の参加料は審査委員会の決定により競技を中止または延期した場合を除き返金されない。参加返金の場合、送料1000円を差し引き残金が返金される。

### 第15条 参加者に対する指示及び公示

- 1)公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2)競技の順位及び結果、その他参加者に関する公示はあらかじめ決られた場所に公表される。
- 3)競技会審査委員会及び競技長、組織委員長、大会事務局等の決定事項または公示あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

### 第16条 車両、及び競技運転者の変更

- 1)競技運転者の変更は、正式受理後には認められない。
- 2)参加申込正式受理後の車両変更は、車両に故障・破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承諾を得ること。

## 第3章 車両検査

### 第17条 車両検査

- 1)車両検査は特別規則書又は公式通知に示されるタイムスケジュールに従って所定の場所で受けなければならない。車両検査を受けない場合及び検査結果が不適合と判断された場合には出場できない。
- 2)技術委員長は車両の安全装備等が不適合と判断した個所について修正を求められた車両は修正の後、再車検を受けなければならない。

### 第18条 ゼッケン

ゼッケン番号はオーガナイザーが決定する。ゼッケンはオーガナイザーが用意したものを使用し、指定された位置に全周テーピングして正しく貼付

すること。

## 第4章 競技に関する基準規則

### 第19条 ドライバースプリーフィング

- 1)ドライバースプリーフィングは競技会審査委員会出席のもと、あらかじめ指定された場所において行われる。
- 2)ドライバースプリーフィングはタイムスケジュールに従って行われ少なくとも競技開始15分前までに終了する。
- 3)全ての運転者はドライバースプリーフィングに必ず出席しなければならない。

### 第20条 慣熟走行・慣熟歩行

- 1)慣熟走行は公式通知にて発表された時にのみ行われる。
- 2)慣熟歩行はタイムスケジュールに従って行う。

### 第21条 スタート

- 1)スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- 2)スタート方式はスタンディングスタート、又は路面状態を考慮して競技長が定めた位置からフライングスタートとする。

### 第22条 リタイヤ

競技の途中で競技を中止する場合、明確に意思表示を行い、その旨を競技長に申し出て棄権すること。

### 第23条 一般安全規定

- 1)全ての車両は乗員保護のため、6点式以上のロールケージを着用する事が望ましい。
- 2)競技中は運転席側の窓及びサンルーフは全閉すること。
- 3)全ての車両は4点式以上の安全ベルトを着用する事が望ましい。4点式ベルトを追加装備する場合は、車両区分に応じたJAF国内競技車両規則第5編付則の「安全ベルトに関する指導要綱」に適合した方法で装着すること。
- 4)全ての車両は前後に牽引装置を備えること。ブラケットの場合取り付け部分を含め、車両を牽引して移動するのに十分な強度を有すること。
- 5)パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6)エンジン始動中にジャッキアップを行う場合、リジッドジャッキ(通称ウマ)を用い、ドライバー又はメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。

### 第24条 競技運転者の装備

- 1)競技中はレーシングスーツ又は長袖・長ズボン・レーシンググローブの着用を義務づける
- 2)競技ヘルメットはJAF国内競技車両規則付則の「競技用ヘルメットに関する指示事項」に適合するものを着用すること。この場合、ラベルが表示してあるか又は証明できること。

### 第25条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則スピード行事における旗信号に関する指導要項及び国際モータースポーツ競技規則付則に指定された信号によって伝達される。

日章旗、又はクラブ旗	スタート合図
黄旗	パイロントッチ、脱輪

黒旗	ミスコース
赤旗	危険あり直ちに停止せよ
緑旗	コースクリア
チェッカー旗	ゴール合図

### 第26条 競技の中断

- 1) 事故、故障によってコースが閉鎖された場合、又は天候その他の理由で競技を中断する必要がある場合、競技長は赤旗を表示し、同時にオブザーベーションポストにおいても赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の全車両は直ちに競技走行を中止しオフィシャルの指示に従うこと。

### 第27条 計時

- 1) 計時は競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し、最後のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は自動計測器を使用する。1/100 秒以上を計測し、その計測結果を正式成績とする。ストップウォッチで行う場合は事前に公式通知で通達するが、2個以上のストップウォッチを使用し、1/100 秒まで計測し平均タイムを成績とする。

### 第28条 順位決定

原則として2ヒートで行い、その内の良好なタイムを採用し最終順位とする。但し、同タイムの者が複数の場合は、以下により順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な順
- 2) 排気量の小さい順
- 3) 競技会審査委員会の決定による

### 第29条 ペナルティ

- 1) コース上の指定パイロンに対し、接触、移動又は転倒と判断された場合1個について5秒を走行タイムに加算する。
- 2) ミスコースと判断された場合は当該ヒートを無効とする。
- 3) スタート指示に従わない場合は、当該ヒートの出走資格を失う。
- 4) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を受けた場合は当該ヒートを無効とする。
- 5) スタート合図後、3分を経過してもゴールラインに到達しない場合は当該ヒートを無効とする。

### 第30条 失格規定

競技会において次の行為を行った場合、審査委員会の決定により参加者及び競技運転者を失格とする。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合、及び理由無く本規則第36条を守らなかった場合。
- 2) 不正行為を行った場合。
- 3) コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた場合。

## 第5章 抗議

### 第31条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議をする権利を有する。但し、特別規則書に規定されたオーガナイザーの行う参加申し込み拒否、及び審判員の判定に対しての抗議はできない。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し署名の上、抗議1件20,300円を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議料は審査委員長により、抗議が正当と裁定された場合のみ返還される（国内競技規則12-2参照）
- 3) 計測機器の精度・位置に関する抗議はできない。
- 4) 審査委員会の裁定結果は参加者に公式通知で発表する。

### 第32条 抗議の制限時間

- 1) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
- 2) 技術委員長の決定に関する抗議は決定直後に提出しなければならない
- 3) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。

## 第6章 競技会の延期、中止、短縮、損害の補償

### 第33条 競技会の延期、または短縮

- 1) 競技会審査委員会は保安上、又は不可抗力の理由で競技会の延期、競技回数の変更を行うことができる。
- 2) 競技会審査委員会は悪天候、コースコンディションの悪化等によって1ヒートのみで打ち切る場合がある。
- 3) 競技会の中止の場合、参加料は返還される。延期の場合、参加料は当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合は返還される。

## 第7章 損害の補償

### 第34条 損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は参加車両及び付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場施設の器物等を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAF及びオーガナイザー、大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員、競技役員がその任務に最善を尽くすことは勿論であるが、その任務遂行によって起因したものであっても参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡・負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。（国内競技規則4-15参照）

## 第8章 賞典

### 第35条 賞典

- 1) 競技会毎賞典  
各クラス  
1～6位  
賞典の制限  
2～3台 1位まで  
4～5台 2位まで  
6～7台 3位まで  
8～9台 4位まで

10～11台 5位まで  
12台以上 6位まで

表彰対象者が表彰式を欠席した場合は表彰を放棄したものとみなし賞典は授与されない。

- 2) 2010年宮城・福島ダートトライアルシリーズ賞典  
オプションクラスを除く5クラスを対象とし、各6位まで表彰する。  
シリーズポイント（各クラス共通）  
出走台数に関係なく、完走者に各戦毎に下記のポイントを与える。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	20	15	12	10	8	6	5	4	3	2

11位以降の完走者には1ポイントを与える。  
尚、各競技会でのクラス成立は1台以上とする。

- 3) シリーズ表彰対象者  
クラス成立大会2戦以上の参加実績を必要とする  
ライセンス発給地は制限しない  
複数クラスのポイント取得者は、取得ポイントの多いクラスを対象とする
- 4) シリーズ表彰規定  
シリーズ全戦のポイントを有効として集計しシリーズ順位を決定する。  
尚同ポイントの場合の順位決定は下記の通りとする。  
参加数の多いものを優位とする。  
年齢の若い方を優位とする。

## 第9章 遵守事項

### 第36条 遵守事項

以下の事項について参加者及び競技運転者はこれを遵守しなければならない。これに違反した場合は罰則を課す場合がある。

- 1) 全ての参加者は明朗かつ公正に行動し、暴言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- 2) 競技中、又は競技に係る業務に就いているときは薬品等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

## 第10章 本規則の解釈及び施行

### 第37条 本規則の解釈

- 1) 本規則は本競技会に適用されるもので、参加受付と同時に有効になる。
- 2) 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則及びその付則に準拠する。
- 3) 本特別規則書発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべて本特別規則書に優先する。

大会シリーズ事務局 大会組織委員会